

議案第 6 1 号

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

標記条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 3 号）の一部
を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示
すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応
するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
附 則 1・2 (略) <u>3 令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 1 0 月 3 1 日までの間における特別職の職員の給料月額に ついては、第 3 条の規定にかかわらず、それぞれ 同条に規定する額から当該額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を減じて得た額とする。</u>	附 則 1・2 (略)

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

本市職員の不祥事に対して、理事者としての道義的責任を明確にし、給料を
一定期間減額にするため。

